第34号
昭和34年(1959)
8月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)750番

広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可 毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(7月末日現在)

世帯数	7.240
人口	38.411人
男	18.587人
女	19.824人

今月の市税
▷国民健康保険税8月分
▷市県民税 第二期分
納期 8月31日

◎八月二十一日午前八時三十分消防演習のためサイレンを吹鳴します長音三十秒

国民年金制度のあらまし

七十才以上に一万二千円を支給

九月一日から受付開始

国民年金は皆さんが老令、廃疾、死亡などによって、生活がそこなわれることを国民全体が共同連帯によって年金を支給して防止し、健全な明るい生活ができるようにすることがこの制度の目的であります。

現在わが国では疾病とか失業に対しては、健康保険、国民健康保険、失業保険などによって保障されておりますが老令、廃疾、死亡に対する保障は世界者のみを対象としており、一般国民にはなんらこのような保障がなされていません。このたびできた国民年金制度は、その対象を農民、中小商工業者などの自営業者をも含む全国民であり、年金を支給して、事故があった場合とか、老後の生活を保障しようというのがこの年金制度のねらいなのです。

国民年金制度は「拠出制」と「無拠出制」の二つに大別されます。あらましは次のとおりです。

1 被保険者

国内に住所を有する二十才以上六十才未満の日本国民は国民年金の被保険者となります。しかし、恩給や厚生年金保険など現在行われている公的年金制度の適用を受ける被保けん者や組合員およびこれらの制度によりすでに老令、障害年金を受けている者は、被保険者としないことになっております。また、これらの者の配偶者や現在の公的年金制度によって遺族年金を受けている者などは、被保険者から自分で除外されますが任意加入もできます。

2 年金の種類と額

老令年金、障害年金、母子年金(遺児年金、寡婦年金)でありますが、支給額については別表のとおりであります。なお、これら年金の額は国民の生活水準、その他諸事情に著るしい変動があった場合はこれに応ずる調整が加えられることになっております。

3 保険料(掛金額)

国民年金は拠出制が基本でありますが、生活保護を受けている者、所得がないため保険料を納められないもの等には免除される場合もあります。また、掛金と受給額の関係は別表のとおりであります。

なお、国庫の掛金加算は、二十才から三十四才まで百円、三十五才から五十九才まで百五十円であります。

(基本拠出年金)

二、福祉年金(無拠出年金)

この制度発足当時すでに老令、障害、母子世帯の状態にある者および拠出制年金加入したが保険料の納付する期間が短かかったため拠出制年金を受けることができない者にこの福祉年金(無拠出年金)が支給されます。なお、この福祉年金は全額国費で支払われるため、公的年金を受けている者や一定所得のある者などには、その支給が停止されます。支給額は別表のとおりであります。

三、手続き

①昭和三十四年九月一日から無拠出福祉年金裁定請求書を昭和三十五年三月、右の裁定が済んだ者に対し年金(四月分)を支給(郵便局)

②昭和三十五年十月一日祝出制被保険者届出

③昭和三十六年三月三十一日までに国民年金手帳交付

④昭和三十六年四月一日から保険料徴収

以上のようになっておりますが、この法の健全なる発展のため、皆さんの協力を望んでおります。

拠出期間	20才から59才までの40年間	(昭和36年4月に55才以上の者は適用除外 〃 50才から55才までの者は任意加入)	
保険料	20才から34才まで月100円、35才から59才まで月150円	(ただし免除の途あり)	
	支給要件	資格期間	年金額
老齢年金	65才	最低10年	月1,000円から3,500円まで
障害年金	厚生年金保険の1、2級程度(片手又は片足を失つた程度以上)	最低3年	月2,000円から3,500円まで(両手又は両足を失つた程度は月500円加算)
母子年金	18才未満の子のいる母子世帯	最低3年	月1,600円から2,150円迄(第二子以降の子一人に付月400円加算)
遺児年金	18才未満の遺児	最低3年	月600円から875円まで(第二子以降の子一人につき月400円加算)
寡婦年金	10年以上婚姻関係を継続した60才から65才までの寡婦	夫が最低10年	月1,000円から1,750円まで
無拠出制年金 老齢福祉年金	70才		月 1,000円
障害福祉年金	20才以上で厚生年金保険の1級程度(両手又は両足を失つた程度)		月 1,500円
母子福祉年金	義務教育終了前の子のいる母子世帯で2子以上の子のいない世帯		月1,000円(第二子以降の子一人につき月200円加算)
支給制限	現行公的年金受給者、年所得13万円以上の者、所得税納付者の配偶者、世帯所得50万円以上のときには支給しない。		

造林者に補助

申込み 八月二十日まで

年々薪炭の需要が他の燃料に圧迫されて消費量が減る一方であります。その反面、用材としての需要は年々増加し、伐採量が生長量をこえ、なお用材としての需要があらゆる面にわたって伸びている傾向にあります。

したがって薪炭林はできるだけ「すぎ、まつ」などの用材に換えていくことがよいようです。これはまた山林所有者の蓄財を増すとともに災害を防止するもとともなるもので森林はたいへん公共的な性格の強いものであります。

自分の持ち山を今一度頭に浮べ、充分な構想を練り年々の造林計画をたてて実行に移していただきたいと思います。

ただいま秋植造林の申し込みを受け付けておりますから次のことがらをよくお含みのうえ多数のかたがたが申し込みされるよう希望いたします。

1 造林面積五アール(五畝歩)以上の団地植栽=県の補助金が交付されます。

なお、補助基準は、県補助の場合一団地五アール以上について事業費の四割以内、市補助の場合は一団地二アール以上五アール未満購入苗木に限り一本につき杉二円、松一円程度です。

4 申込用紙は蓬業課又は地区の森林組合に用意してあります。

5 申込期限 八月二十日

6 すでに申込みされたかたはそのままこちらで手続きをいたします。

なお、詳しいことは林業技術員在員高橋技師(普及事務所内)または市蓬業課か地区森林組合のあるところはその森林組合へご相談ください。

火の用心

八月一日現在で 自小作地等の一斉調査を実施

農業委員会では、八月一日現在で自小作地等の一斉調査を実施します。

この調査は、農業と農家をめぐるいろいろな問題を農家の資料として役立たせようという意図にもとづいて作るものです。したがって農業者の保護のためにも常に農地および採草地等の所有状況の実態が明らかにされていなければなりません。

市農業委員会では、八月中旬から九月上旬中に(調査期日は回覧でお知らせします)ことしの八月一日現在で農地および採草地など一筆ごとの自小作別の所有状況を所有者と面接して調査を実施することになります。

この調査は、農地法の規定によって行うものであります。

造林コンクール実施

申込み 八月二十日まで

県の主催で造林コンクールが開催されます。

この造林コンクールはほぼ十年前から行われて来たもので人工造林の拡大育成と造林意欲の向上を目的として行われてきたものであります。

こんど名称を造林手入コンクールと改め、出品範囲も拡げ、盛大に開催することになりました。

栃尾市全域のコンクールとして賞を行い、その中で優秀なものは、県のコンクールに出品することになっております。なお、出品要領はおおむね次のとおりであります。

一、出品区分

三、出品林地

① 一団地五アール(五畝歩)以上の植栽地であること。

② 林令三年(昭和三十二年植)から五年程度の幼令林

③ 林令二十～三十年程度の一斉林

四、申込場所 市役所または県の森林組合

五、審査員 中部林業事務所係員、林業技術員高橋技師

六、審査日 八月二十日～二十一日

七、出品〆切 八月二十日

八、審査 八月二十一日～二十二日

九、賞 ①～③の入賞者に賞状と賞金を授与します。

十、出品者は、当日の造林手入コンクールを見て参考にされたいこと。

十一、賞状伝達式は、八月二十日に行われる造林手入コンクールの表彰式に引続き行います。

十二、賞状伝達式に参加してください。

栄養指導車の巡回

新潟県主催、厚生省、日本食生活協会後援で「大豆製品と油の使い方」を主体とした調理の実演と試食を次の日程で行いますから多数ご参加下さい。▽八月二十一日十時～十二時中野保集協倉庫前 ▽八月二十一日二時～四時 西谷中村傍官所前 ▽八月二十二日十時～十二時 上塩谷農業協同組合前 ▽八月二十二日二時～四時 栃尾中央公民館=以上の予定です。

ハエをなくするには

住みよい郷土をつくるための運動として蚊、ハエ、ねずみの駆除が推進されておりますが、このうちで、もっとも効果テキメンなのがネズミの一斉駆除であることは、すでに私たちが経験ずみです。しかしハエはまだまだウルサイ存在であるばかりでなく伝染病の菌をマキちらす飛行機なのです。

このハエを駆除するためには、その種類と発生する場所を心得て撲滅対策をたてることがなによりもたいせつです。

新潟県内には六十一種類のハエがおりますが、これを屋内性(家の中へ入ってくるハエ)と屋外性(家の外にいるハエ)の二種に分けることができます。

私達の撲滅しようとするハエは屋内性のものですがその大部分がヒメイエバイ(四八%)とイエバエ(四六%)に限られ、その発生源は次のように考えられております。

(一)ヒメイエバエ
農村部=鶏舎、濃物槽、古くなった便池のふち、堆肥、うさぎ小屋、牛馬豚舎、野積
都市部=厨介、濃物槽、家庭菜園等

(二)イエバエ
農村部=牛馬豚舎、堆肥、野積、鶏舎、うさぎ小屋
屋外性はキンバエ類が圧倒的に多く、次いでニクバイ類となり、季節的にはクロバエも発生しますがその発生源は次のようになります。

(一)キンバエ=動物の死体、厨介等
(二)ニクバエ=便槽、野溜、動物の死体、野糞、その他
(三)クロバエ=便槽、野溜、動物の死体、野糞、その他
(保健衛生課)

国民金融公庫貸出しのお知らせ

▼申込〆切日 毎月 五日 二十日
▼申込場所 栃尾信用金庫、栃尾商工会、市蓬業課

おわび

広報とちおお七月号の二面、市制記念第六回駅伝大会の記事中野保分館=館長 諏佐美代吉(新山)
(中野保小校長)▼半蔵金分館=館長 米山忠成(半蔵金)
主事中村周一(半蔵金小校長)
なお、公民館運営審議委員の氏名は紙面の都合で次号に登載いたします。

人事発令

▽臨時運転手 諸橋寛佐雄

各課めぐり

③建設課の巻

この課は①道路、橋梁などの新設、改良、維持、修繕を行うこと、②建築申請手続きおよび市有建物の建築、営繕、工事を行うこと③これらに付随した設計、工事用地の買収、登記、道路河川の占用に関する仕事をしております。

このほか地勢調査、失業対策事業、都市計画、水防、土木用機械器具の管理などがあり街灯関係もここの仕事となっております。なおこの課は現在十一人ですがこれを事務関係と技術関係に分担してやっております

平林与一郎(原 市運合青年団長) 稲田眞治郎(宏神市PTA連絡協議会長) 石田藤蔵(下谷内 市会議員) 那須正左(三光 栃尾郵便局長) 佐藤義信(大町 僧侶) 稲田正三(中子町 織物組合常務理事) 西片栄市郎(上櫻田 農業) 山井五郎(塩山 農業) 仲野長雄(北栃堀 農業) 諸橋周平(北荷頃区長) 大崎竜伍(吹谷 市会議員) 多田哲(田之口 農業) 金内卓司(西中野俣 中野俣郵便局長) 椎沢權吉(半蔵金 農業) 中野俣分館=館長 諏佐美代吉(新山)
(中野俣小校長)▼半蔵金分館=館長 片桐一吉(中野俣小校長)
主事中村周一(半蔵金小校長)
なお、公民館運営審議委員の氏名は紙面の都合で次号に登載いたします。

市章を制定

栃尾市の市章が「意匠説明」雪国にちなんで雪の結晶を形どって外郭とし、その中に「栃」の文字を入れたものです。

栃尾市の市章が制定されました。これは昭和二十九年の市制施行以来制定が望まれていたもので、このほど市議会の承認を得て決定されたものです。

第三回 市議会定例会

追加更正予算など可決

牧野兵蔵

第三回市議会定例会がさる七月六日市役所に招集され、会期を八日間とされ、審議にはいり、本会議二日目を十三日に再開しましたが、審議が終らず会期を四日間延長することにきめて第三日目を十七日に開き、議案十三件の内十二件を原案可決、一件を同意、請願十一件を採択、陳情一件を採択と決定しました。なお十三日と十七日には活発な一般質問が行われ、会期末の十七日午後四時閉会しました。

助役に 牧野兵蔵氏再任

本市の牧野助役は、昭和三十四年八月十日任期が満了となるため、市長は改めて現助役の牧野兵蔵氏を助役に選任することに議会の同意を得ました。

一般会計追加更正予算可決

教育費が七十六%占める

昭和三十四年度一般会計歳入歳出予算追加更正が原案可決されました。

今回の追加更正予算額は、千五百六十五万九千百円であり、一億九千三百三十六万七千八百円となりました。

追加更正されたものは、あらまし次のとおりです。

歳出 土木費が六十二万円追加されております。これは道路の修繕費五十二万円であります。

教育費が千百九十五万九千六百円追加更正されております。これは明星保育所(栃堀)の新築補助金であります。

産業経済費が百九十三万七千円追加されております。このうち(雑支出)として新潟県ガンセンター建設寄附金が二十三万円その他一万二千五百円となっております。また(繰出金)では産業育成資金持別会計への繰出金六十万円であります。

歳入 国庫支出金が九十五万三千二百円あります。このうち(国庫負担金)として義務教育教材費負担金が二十二万八千百円、(国庫補助金)として教育費の補助金が七十二万四千五百円であります。

県支出金が百七十万七千円あります。これは公園の施設整備と補修に要する費用であります。

諸支出金が八十四万二千五百円あります。

(観光宣伝費)が十万円、これは市内の観光宣伝費であります。

繰越金が千二百四十九万八千百円、これは前年度繰越金であります。

以上で歳入合計千五百六十五万九千百円であり、歳出とのバランスが計つてあります。

公民館設置条例改正

地区公民館は分館となる

栃尾市公民館設置条例が改正されました。改正点のあらましは次のとおりであります。

改正前はいわゆる栃尾地区には中央公民館、その他の地区にもそれぞれ一つずつの公民館がありましたが、改正法案では、栃尾地区の公民館は栃尾市公民館となり、地区別の部分は地区公民館となることの委員会を設けることの委員会を設けることの委員会を設け